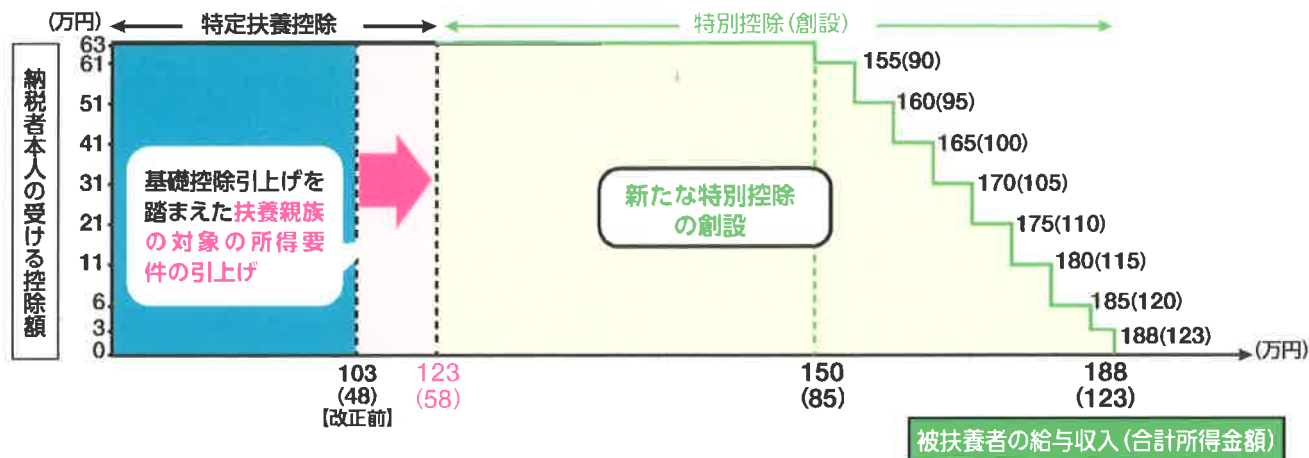


③ 特定扶養控除の見直し・特別控除の創設等

- 現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整に対応するため、**19歳以上23歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が85万円（給与収入150万円に相当）**までは、親等が**特定扶養控除と同額（63万円）**の所得控除を受けられ、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組みを導入します。
- 扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、基礎控除と同額の48万円（給与収入103万円に相当）を、基礎控除の引上げを踏まえ、**58万円（給与収入123万円に相当）**とします。

【新たな控除のイメージ】



(※) 上記の給与収入及び合計所得の金額は、令和7年度改正による給与所得控除の最低保障額の引上げ(+10万円)適用後の金額である（[[改正前]の部分を除く。）。